

茅野市総合評価点算定基準

(令和6年4月1日適用)

1 趣旨

この算定基準は、茅野市総合評価落札方式実施要綱に基づき適正な算定を実施するため、必要な細目について定める。なお、案件ごとの落札者決定基準（評価項目及び配点）については、学識経験者の意見を聴取し、その結果を踏まえ、茅野市業者選定等審査委員会で決定するものとする。

2 対象工事

総合評価落札方式の対象となる工事は、茅野市総合評価落札方式実施要綱第2条により、市長が認めたものとする。

3 評価点の設定

点数配分は以下による。

- (1) 価格点：80.0～94.5点
- (2) 価格以外の評価点：5.5～20.0点

4 総合評価点の算定方法

総合評価点＝価格点＋価格点以外の評価点（合計100点）

5 価格点の算定方法

- (1) 応札額が予定価格（消費税及地方消費税を除く。）を超えた者及び総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度事務処理要領第4条に基づく失格基準価格未満で失格となった者を除いて算定する。
- (2) 価格点＝配点×最低価格／入札価格〔小数点以下第3位四捨五入2位止め〕
※1 最低価格とは、有効な入札価格のうち最低の入札価格とする。
※2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。

6 価格以外の評価点

価格以外の評価点の配点は、以下に示す評価項目及び配点を基本とし、価格以外の評価点は、各評価項目の点数の合計点とする。ただし、具体的な評価の基準は以下を参考に案件個別の実情に応じて定めるものとする。なお、評価の基準日は、対象案件に係る入札公告の日とする。

(1) 価格以外の評価点の算定方法

①工事成績（必須）

工事成績評価点＝2.0～7.0点×（工事成績点-65点）／（最高工事成績点-65点）
〔小数点以下2位四捨五入1位止め〕

- ※1 工事成績点は、入札者の茅野市発注工事の過去4箇年の工事成績点を単純平均して求める。〔小数点以下1位四捨五入整数止め〕

- ※2 工事成績点の対象工事は、原則として、茅野市の工事成績評定の対象となった同工種の工事とする。ただし、対象工事数や工種の特殊性に応じて、類似する工種や複数の工種を対象とすることができるものとする。
- ※3 最高工事成績点は、全入札者の中で工事成績点が最高の者の点数とする。
- ※4 工事成績点が、80点以上の場合には、工事成績点及び最高工事成績点を80点として計算する。
- ※5 茅野市発注工事の工事成績点を有しない者にあつては、当該入札に参加した者の最低工事成績点から1点を減じた点数を工事成績点とみなし、工事成績評価点を算定する。
- ※6 工事成績点が65点未満の場合の工事成績評価点は0点とする。

②同種工事实績（選択）

専門性の高い工事や経験・実績などにより工事品質の確保が可能な工事において、同種工事实績の有無を評価する。

ア 同種工事の実績が豊富である者（一定の規模、件数など）：1.0～2.0点

イ 同種工事の実績を有する者（一定の規模、件数など）：0.5～1.0点

- ※1 上記ア、イのいずれかの点数を加点する。
- ※2 実績は公共機関から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、公告で定めた場合は、民間発注工事の実績を含めることができる。
- ※3 求める実績の期間、規模又は件数等については、案件ごとに発注者が定めることとする。
- ※4 工事成績評定点が65点未満の同種工事については、実績として認めないものとする。

③地域要件（必須）

応札者の本店等所在地を基に評価する。

ア 茅野市内に本店（当該工事種別における市内支店・営業所の本店扱い認定者を含む。）を有する者：1.0～2.0点

- ※ 工事内容によっては、地域及びその加点内容を設定できるものとする。

④社会貢献（選択）

求める期間内における各項目の実績の有無を評価する。

ア 除雪・融雪剤散布

a 茅野市内における実績がある者：0.5～1.0点

- ※ 直近のシーズンの除雪又は融雪剤散布の実績とする。

イ ボランティア活動

a 茅野市内における実績がある者：0.5～1.0点

- ※ 茅野市内の自主的かつ組織的な公益活動で、過去1年間の実績とする。

ウ 水道緊急当番（管工事・水道施設工事のみ対象）

a 茅野市内における実績がある者：0.5～1.0点

- ※ 過去1年間の実績とする。

エ 災害協定の締結

- a 茅野市と災害協定を締結している者：0.5～1.0点

⑤技術者要件（選択）

契約時に配置できる技術者の有無を評価する。

ア 技術者の配置体制

- a 複数技術者の配置又は特に高度な資格を有する技術者が配置できる者：0.5～1.0点

- ※1 複数技術者の配置を求める工事は、必要に応じ案件ごとに明示する。
- ※2 高度な資格名は、案件ごとに具体的に明示する。
- ※3 資格は、公告日現在で取得していることを要件とする。
- ※4 現場代理人の資格で評価することができるものとする。

イ 若手技術者等の配置

- a 若手（40歳未満）又は女性の技術者を配置できる者：0.5～1.0点

- ※1 公告日現在での年齢を要件とする。
- ※2 現場代理人の年齢で評価することができるものとする。

ウ 技術者の実績

- a 配置する技術者が同種工事において指定基準以上の担当実績件数を有する場合：0.5～1.0点

- ※1 同種工事の内容及び実績件数は、必要に応じ案件ごとに明示する。
- ※2 実績は公共機関から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、公告で定めた場合は、民間発注工事の実績を含めることができる。
- ※3 実績の規模、件数又は期間等については、案件ごとに定めることとする。
- ※4 工事成績評定点が65点未満の同種工事については、実績として認めないものとする。

⑥建設マネジメント（必須）

労働環境への改善への取り組みを評価する。

- ア 経営事項審査の労働福祉の状況（W1）が30点以上である者：1.0点

イ 経営事項審査の労働福祉の状況（W1）のうち「雇用保険加入」「健康保険及び厚生年金保険加入」の項目にマイナス評価がある者：-1.0点

- ※ 労働福祉の状況（W1）は、公告日現在で有効な直近の経営事項審査結果通知書により確認する。

⑦地元企業の活用（選択）

ア 地元企業活用率

元請金額に対して、元請施工及び地元下請企業の施工予定金額の割合について、案件ごとに指定する割合により評価する。

- a 地元企業活用割合 高位（一定の割合以上）：1.0点

- b 地元企業活用割合 中位（一定の割合以上）：0.5点

- ※ 評価点申請の際に、地元企業活用に係る所定の「地元企業活用計画書」の提出により評価点を採点する。

イ 主要資材の地元企業活用率

主要資材の購入予定金額(下請企業による購入予定分を含む。)の総額に対して、地元企業からの購入予定金額の割合について、案件ごとに指定する割合により評価する。

a 地元企業からの購入割合 高位(一定の割合以上):1.0点

b 地元企業からの購入割合 中位(一定の割合以上):0.5点

- ※1 地元企業とする下請先及び主要資材の購入先の対象は、諏訪地域内(茅野市、岡谷市、諏訪市、下諏訪町、富士見町、原村)に本店、支店、営業所を有する者とする。
- ※2 主要資材として、案件ごとに(砂利、生コン、路盤材料等)を選定して指定する。
- ※3 評価点申請の際に、主要資材の地元企業活用に係る所定の「主要資材の地元企業活用計画書」の提出により評価点を採点する。

⑧施工体制(選択)(解体工事に適用)

専門性の高い工事の技能者や施工機械の有無を評価する。

a 当該工事に自社保有の解体用重機で施工する者:0.5~1.0点

- ※1 自社保有の解体用重機で施工する者は、対象工事のうち、主たる工事に必要とする建設機械を自社で所有(公告日前日以前)し、かつ対象工事で使用するものとする。
- ※2 解体用重機バックホウ(新JIS規格バケット容量0.28m³以上)及び解体用重機に取り付ける解体用アタッチメントの圧砕機又は切断機で対象工事の規模等により加点条件を設定することができる。

7 価格以外の評価内容の確保

価格以外の評価項目の内容が満足できない場合の措置は、以下のとおりとする。

- (1) 契約締結前に価格以外の評価内容を満たさない事実が確認された場合は、当該落札者又は落札候補者とは契約しないものとする。
- (2) 契約締結後に価格以外の評価内容を満たさない事実が確認された場合は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとする。
 - ①建設工事請負契約書に基づき契約解除を行うこと。
 - ②建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成21年茅野市告示第98号)に基づき入札参加停止を行うこと。
 - ③価格以外の評価点を再計算して総合評価点が変わらないように減額変更すること。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護等を理由とした場合
 - イ 発注者の指示により価格以外の評価内容の確保が困難になった場合
 - ④工事成績評定においてマイナス評価とすること。